

## 税務共同化について（検討案）

### 1 目指すべき共同化

共 同 業 務	徴 収	収納消込、滞納整理 [納期限経過後の案件] (一括消込、文書催告、電話催告、財産調査、滞納処分)
	課 稅	全税目の全業務を原則共同化 (課税決定等共同化の限界部分を除く)
	業務標準化	共同化のため課税・徴収業務を標準化
	業務配分	地域ブロック（広域振興局等）単位での税業務を基本業務を府内一本、地域ブロック、市町村単位で配分
運 営 主 体		広域連合を設立（市町村と府の課税、徴収業務を処理） 19年度は広域連合の準備組織を設立 20年度の共同業務は準備組織で実施
電算システム		徴収システムは共通化、課税システムは連携 D B の効率化（統合等）
経 費 負 担		電算システム開発費は府・市町村で折半 市町村システム改修経費（一時的経費）は当該団体負担 運営費等は今後協議

### 2 共同化メリット

共同化の意義	○公平公正で、効率的な、府民に信頼される税務行政の確立 ○自主的で積極的な税財源の確保による地方分権の推進 ○地方税の仕組み、現状、今後の重要性アップに対応 ○府民、納税者利益（適正課税、確実な徴収、徴税の効率化）
税 収 確 保 等	○市町村税の徴収率 96 %以上目標（⑯府内市町村トップクラス） ○課税客体の捕捉
コ 料 削 減	○約 2割削減を目指し設計（合併等による税務職員定数） ○その他経費削減
納 税 者 利 便	○窓口の一元化、コンビニ納税等の促進 ○地方税の電子化促進
執 行 体 制 強 化	○大量反復業務の簡素化、職員の専門性向上 ○制度改正等の共同対応

### 3 今後の予定

- 4月 26日 京都府・市町村行財政連携推進会議  
検討体制の強化（外部有識者、実務精通者）
- 5月 11日（予定） 市町村長会議  
広域連合の準備組織を設立
- 夏 ⑯共同徴収スタート（大口困難事案等）  
⑰共同業務の大枠内定（業務、職員派遣、運営負担等）

## 税業務共同化に係る分科会審議状況等

### 1 税業務の共同化

#### (1) 税業務共同化の意義

- 市町村と府の課税・徴収業務の共同処理による、公平公正で、効率的な、府民に信頼される税務行政を確立する。
- 地方自治体による自主的で積極的な税財源の確保を通じて、地方分権を推進する。
- 共同化は、課税客体、納税者、業務に共通性のある地方税の仕組みや、地方税の徴収率、徴収コストの現状及び今後税源移譲により地方税の重要性が増すことを踏まえて、市長会や町村会等からの要望も受けて推進するものである。
- 共同化によって適正な課税と確実な徴収、また、徴税の効率化を図り府民、納税者の利益に資するものである。

#### (2) 共同化のスケジュール

- 徴収から課税にわたる税業務を円滑に共同化するため、共同化は段階的に実施する。
- 第1段階として、平成19年度は電算なしでできることから共同化に着手し、並行して電算開発を進める。  
第2段階として、平成20年度は徴収業務を共同化するとともに、課税業務もできることから一部実施する。  
第3段階として、平成21年度は課税業務を共同化する
- 円滑な共同作業のためには、統合DBなどの電算開発が必要であり、共同化に対応した段階的な開発とシステム統合を順次進める。

#### (3) 共同組織の構築

- 府税と市町村税の賦課徴収事務を、共同作業として円滑に実施するためには、効果的で効率的な共同組織を構築する必要がある。
- 共同組織（共同処理）の形態としては、
  - ・ 協議会（地方自治法252条の2、1項）
  - ・ 一部事務組合（同法284条1項）
  - ・ 広域連合（同法284条3項）
  - ・ 機関等の共同設置（同法252条の7）

- ・ 事務の委託（同法252条の14）が考えられる。
  - 公権力の行使を伴う税の賦課徴収事務を安定的に行う方式としては広域連合がふさわしいと考えられるが、共同組織のあり方は、効果、効率、法人格、事務の名義、職員の身分等の観点から検討して結論を得る必要がある。
  - 平成20年度の共同業務に向け、まず、平成19年度に広域連合の準備組織を設立し、次に、課税業務を共同化する時点（平成21年度）には共同組織を本格化させる必要がある。
- (4) 共同業務（徴収・課税、対象業務、税目、業務分担）
- 徴収業務は、業務に共通性があり、また、納税者にも共通性があることから共同化になじむと考えられる。納期限経過後の案件について文書催告、共同コールセンター（電話催告）設置、財産調査、滞納処分が想定されるが、次の事項について調整が必要である。
    - ・ 催告、強制徴収の期限等のルールの一本化
    - ・ 徴収金配分ルール（差押え・納付の順位）
    - ・ 関係帳票類の標準化
  - 国民健康保険については、標準基礎課税総額の算定が市町村毎に異なること等から、課税は共同化になじまず、徴収の共同化、また、その対象範囲（国保料、現年課税分の扱い）が論点となる。  
資格証明書の交付等のこともあって、まず、国保の徴収方針を検討、確立した上で、取扱いを決定する必要がある。
  - 課税業務については、税目別に、課税客体や課税標準によって、共同化する場合の形態に違いがある。  
法人住民税は府と市町村で課税標準が同じで、業務の重複が大きく、その一体化が効果的である。  
固定資産税（土地・家屋）、個人住民税は、市町村相互で共同化した上で、関連府税と共同化する形態が考えられる。  
更に、固定資産税（償却資産）、軽自動車税は、市町村相互の共同化が中心となり、それに府税が協力する形態となる。
  - 現状の課税業務は市町村ごとに相当の差異がある。法人住民税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税並びに固定資産税（土地・家屋）異動データの共同DB化については共同化のメリットが明確である。  
現状の業務の差異を前提とする限り、個人住民税と固定資産税（土地・家屋）の評価等については、引き続き共同化の可否と、その範囲を検討する必要がある。
  - しかし、適正な課税と確実な徴収及び徴税の効率化によって、府民、納税者の利益を図るために制度が簡潔明瞭で安定感があり、更に、最も効果的で効率的な共同化を目指す必要がある。そのためには、市町

村税と府税について課税、徴収の全業務を原則として共同化することとし、各業務の標準化を図る必要がある。

また、市町村合併による業務統合と同様の方法によらなければ、業務の標準化等は到底困難と考えられる。

- 課税業務は、各税目毎に異なるので、共同作業になじむものについては、できることについては平成 20 年度からでも一部実施が可能である。  
ただ、全体的に次の事項について調整が必要である。

- ・ 各税目毎の課税作業段取りの標準化
- ・ 納税通知書等の様式の統一
- ・ 統合DBなどのシステム開発

- なお、共同化の法的限界の有無については、税目別に、また、業務別に整理する必要があると考えられる。(還付・充当、不服申立、争訟、課税決定、犯則取締等)

## 2 税業務共同化の効果と負担

### (1) 共同化の効果

- 共同化の主な効果としては、
  - ① 税収確保(徴収率アップ、課税客体の捕捉)
  - ② コスト削減(人件費、その他経費)
  - ③ 納税者利便(窓口の一本化、コンビニ納税等の促進)
  - ④ 税務執行体制の強化(業務簡素化、専門性向上、共同対応、持続可能)が考えられるが、

共同化は、上記①②③④により、公平公正で効率的な府民に信頼される税務行政の確立を通じて、府民(納税者)の利益を図るものである。

- 市町村の徴収率については、府内市町村のトップクラス水準9.6%を目標にできると考えられる。(⑦決算で、京都市、舞鶴市、伊根町が9.6%以上)  
徴収業務の集約化を通じて、滞納整理のノウハウ等の専門性が向上し、徴収率の向上が期待できる。

⑦ 25 市町村徴収率 9.2.4% (現年 98.4%、滞縁 16.4%)

⑦府税徴収率 9.7.7% (現年 99.3%、滞縁 36.4%)

- 国民健康保険については、滞納整理方針を踏まえての検討が必要であるが、滞納縁越分の取組を確立することによって、徴収率の向上が期待できる。府内市町村の国保徴収率上位の水準を目標にできると考えられるが、今後検討する必要がある。

( 25 市町村 )  
⑯国保税徴収率(現滞計) 75.6 % (現年 93.6 %、滞縫 10.9 %)

⑯国保料徴収率(現滞計) 82.2 % (現年 94.1 %、滞縫 13.5 %)

- 市町村のコスト削減については、徴収では、専門性の向上や滞納整理の進捗で約1~2割の入件費削減が可能と考えられる。

課税については、業務の平準化等の取組みを進め、市町村相互の共同や市町村税と府税との共同等税目毎に共同化を推進するとともに、共同化に伴うロスをも考慮した業務の適切な再配分を行うことで、全体的には、約1~2割の入件費削減が可能と考えられる。ただ、税目毎の効果は、業務の重複があって業務の簡素化が可能な法人住民税等では一層大きいことが予想される。

また、市町村税務職員の3分の2は課税業務に従事している。市町村相互の共同化は市町村合併による業務統合と類似しており、その場合2割程度の税務職員削減がなされていることからすれば、地域ブロックを中心とした統合で事務配分の仕方で変動はあるものの、1~2割の職員削減は十分可能と考えられる。

加えて、共同化による専門性の向上、調査機能の充実、府税との共同化による効率化も考慮する必要がある。

- 国保の徴収については、滞納の約4割が一般税の滞納と重複しており、重複業務の効率化を図ることにより、約2割の削減が可能と考えられる。
- 省力化のためには、共同化が軌道に乗り、円滑に業務が遂行されることが必要である。また、市町村毎の業務量と従事職員数にアンバランスがあり、市町村全体としての効率化は確実であるが、市町村毎の省力化は業務方法、業務量、従事職員数を踏まえて個別に検討する必要がある。

## (2) 共同化のコスト

- 主なコストとしては、電算システムの構築費及び運用経費がある。  
また、市町村システムの改修経費（一時的経費）が想定される。  
なお、運用経費は共同化でシステムが統合された場合には、従前と比べて軽減されるが、その具体的算定は統合システム内容が確定するまで困難である。
- 新たに必要となる経費ではないが、共同作業の運営経費（入件費、光熱費、事務所スペース費）は従前より削減されるものの、地方税のコストとして可視化する（=明確に認識される）ことに留意する必要がある。
- 今後、運営費等の負担について、詳細を協議する必要がある。

### 3 税業務共同化の電算システム

#### (1) 電算システムの概要

- 課税・収納DBの統合等による各処理の最適化を実施する。府と市町村共通の収・滞納管理システムを構築し、納税のワンストップサービス、徴収の効率化を図る。課税システムの連携により、申告・賦課の入力・納通作成の共同処理を行う。

#### (2) 電算システム構築のスケジュール

- 平成20年度は、府と市町村共通の収・滞納管理システムを稼動し、未納分の徴収業務を共同化する。平成21年度は、全徴収業務の運用を開始するとともに課税業務を共同化する。

#### (3) 電算システム構築の費用負担

- システム開発費の負担は、受益が府と市町村に及ぶことから共同事業として、府・市町村折半が適当と考えられる。  
なお、運用に関する経費の負担は、今後検討する必要がある。

#### (4) 情報セキュリティ、個人情報保護

- 閉域ネットワークにより、システムを運用するとともに、府に準じた各種情報セキュリティ対策を実施する。  
なお、個人情報保護については、共同業務や電算システムの具体化とあわせて今後検討していく。

### 4 平成19年度共同業務

#### (1) 共同徴収

- 対象案件は、市町村の大口困難案件の中から、府税との共通滞納、区域外在住滞納案件等の基準で選定する。具体的にはヒアリングで調整する。  
(100万円以上滞納案件 約2,700件(25市町村) ⑩決算時点)
- 市町村職員(府併任)と府職員(市町村併任)がチームを組んで、広域振興局等で定期的に協議、意見交換して共同徴収案件を滞納整理する。
- 4・5月に業務詳細の詰め、併任手続等を行った上で、決算後(6月)名寄せして引き継ぎ等の準備を行い、夏には処理を開始する。
- 処分中心の滞納整理を行い、アナウンス効果の活用と案件見極め(執行停止、不納欠損)も実施することとする。

- 共同徴収の権限付与のため、市町村と府の相互併任手続をとる。
  - ・ 併任期間 19年6月頃から翌年3月末まで
  - ・ 対象職員 組織的業務執行に必要な職員
  - ・ 付随手続 徴税吏員証、金銭分任出納員任命

## (2) 課税事務

- 債却資産の申告内容を共同で調査すること、また、土地・家屋の承継データ（法務局データ等、評価額）を紙ベースで府に提供することは、今後早急に具体化を進める。

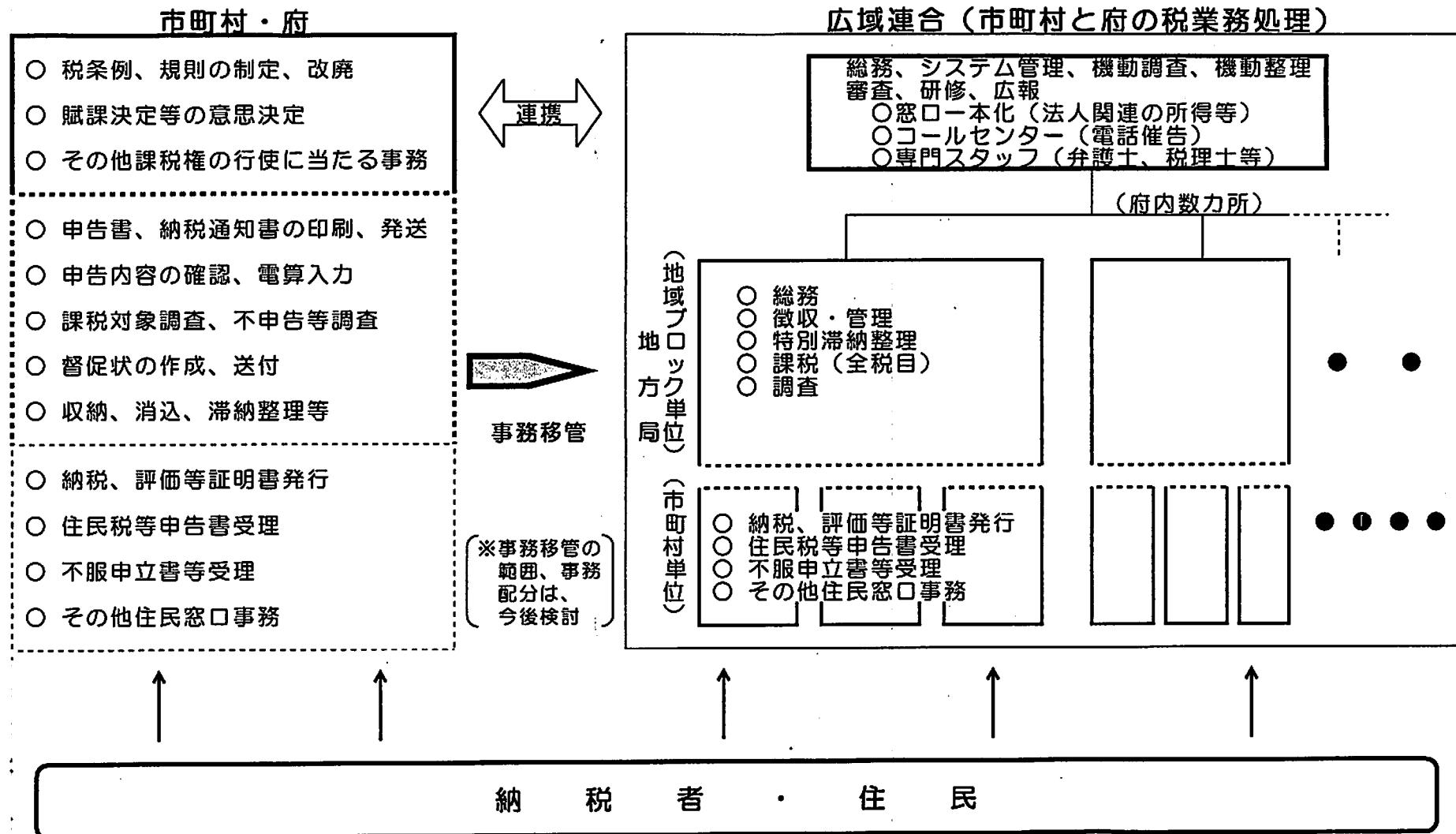
## 5 今後の検討課題と検討体制の強化

これまでの分科会での協議、意見交換の中で、大きな方向付けの課題や実務的、技術的な課題が一層明らかになってきた。

- ・ 地方税法の解釈
- ・ 効率化と住民サービスとの両立（望ましい事務配分）
- ・ 望ましい事務配分を実現させるための業務標準化
- ・ 標準業務を支援する情報システムのあり方
- ・ 共同化のための望ましい組織とその法人の性格
- ・ 市町村の参加、負担割合等

そのため、外部有識者や実務精通者の協力を得て、共同化の検討体制を強化し、これらの課題を解決する必要がある。

## 税務共同化のイメージ



## 税務共同化のメリット（試算）

### 人口10万人規模の一例

		共同化前	共同化後	
1 メリット（財政プラス）				
① 徴収率アップ	一般税	⑦ 9.1% → 9.6%		年 5.2 億円增收
	国保税	⑦ 8.1% → 8.5%		年 1.0 億円增收
② 人件費削減	⑦ 40 人 → 32 人で ▲ 8			年 0.8 億円節減
2 コスト（財政負担）				
	共同化システム構築費（6億円を市町村が負担）			▲ 0.44 億円 [-融資]
	人口・税収で市町村間按分			
	共同化システム運用費（年 1.5 億円を市町村が負担）	年 ▲ 0.11 億円		
	人口・税収で市町村間按分			
3 プラス・マイナス				年約 6.4 億円プラス

### 人口5万人規模の一例

		共同化前	共同化後	
1 メリット（財政プラス）				
① 徴収率アップ	一般税	⑦ 9.2% → 9.6%		年 1.9 億円增收
	国保税	⑦ 8.6% → 9.0%		年 0.4 億円增收
② 人件費削減	⑦ 20 人 → 16 人で ▲ 4			年 0.4 億円節減
2 コスト（財政負担）				
	共同化システム構築費（6億円を市町村が負担）			▲ 0.19 億円 [-融資]
	人口・税収で市町村間按分			
	共同化システム運用費（年 1.5 億円を市町村が負担）	年 ▲ 0.05 億円		
	人口・税収で市町村間按分			
3 プラス・マイナス				年約 2.4 億円プラス

### 人口1万人規模の一例

		共同化前	共同化後	
1 メリット（財政プラス）				
① 徴収率アップ	一般税	⑦ 9.2% → 9.6%		年 0.42 億円增收
	国保税	⑦ 7.9% → 8.5%		年 0.19 億円增收
② 人件費削減	⑦ 10 人 → 8 人で ▲ 2			年 0.2 億円節減
2 コスト（財政負担）				
	共同化システム構築費（6億円を市町村が負担）			▲ 0.04 億円 [-融資]
	人口・税収で市町村間按分			
	共同化システム運用費（年 1.5 億円を市町村が負担）	年 ▲ 0.01 億円		
	人口・税収で市町村間按分			
3 プラス・マイナス				年約 0.7 億円プラス

(注)・17年度決算数値をベースに試算

- ・調査充実による課税対象の捕捉による增收は含めていない。
- ・基幹業務システムの費用は別途試算必要

## 税務共同化の⑩段取り骨子

### 1 ⑩徴収共同化について

- 4月 府・市町村行財政連携推進会議
- 検討体制の強化 京都府税務共同化推進委員会（外部有識者、市町村等）  
京都府税務共同化会議（専門家、市町村実務精通者等）
- 5月 市町村長会議
  - ・共同業務の設計（業務標準化）
  - ・収納管理体制の整備
  - ・電算システムの構築・運用
  - ・共同業務の一部実施
  - ・広域連合の設立準備
- 夏 広域連合の準備組織を設立

#### ⑩共同業務の大枠内定

- ・共同作業センター設計（場所、業務、組織、人員、経費、負担）
- ・徴収ルール一本化（催告・期限・配分）、帳票様式統一
- ・共同徴収システム仕様確定、調達

- 秋 ⑩共同業務の運営等確定
- 20年4月実施

### 2 課税共同化について

- 分科会、京都府税務共同化会議で業務標準化、電算システム構築  
(広域連合の準備組織設立後は合流)

## 平成19年度共同徴収業務

### 【概要】

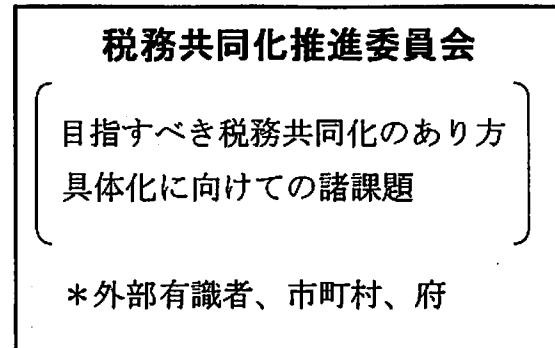
対象案件	◆市町村の大口困難案件で、府税との共通滞納、区域外在住滞納案件等の中から選定
実施主体	◆市町村職員（府併任）と府職員（市町村併任）がチームを組んで滞納整理 ◆組織的執行体制を確保（担当者及び管理職等）
実施期間	◆平成19年6月頃から翌年3月末まで
業務場所	◆広域振興局等に共同徴収コーナー設置 (名称は今後検討)
日 程	◆5月 業務詳細詰め、併任手続き等 6月 決算→名寄せ等 7月 案件引継準備→処理開始
処理方針	◆事前に滞納処分等の方針を協議

### 【手続き】

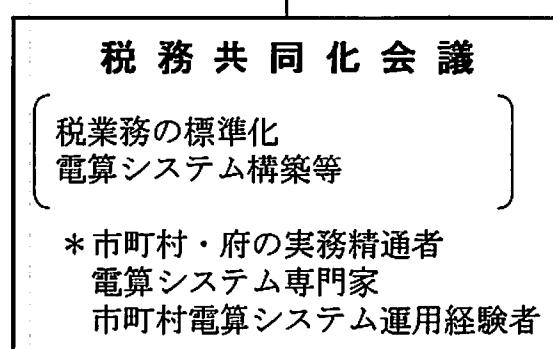
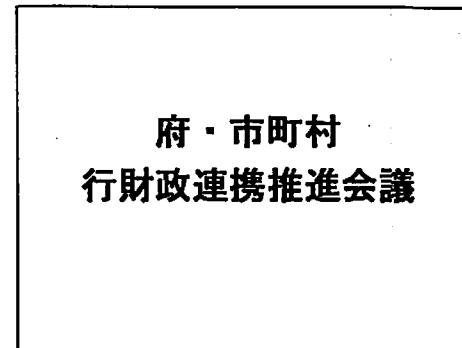
併任発令	◆府職員に対して市町村職員の併任発令（担当者、管理職等） ◆市町村職員に対して府職員の併任発令（担当者、管理職等）
付随手続き	◆徴税吏員に任命（徴税吏員証等交付） ◆金銭分任出納員に任命（領収書等交付）
費用負担	◆給与は、本務団体が支給 ◆時間外勤務手当、旅費は、当該業務団体が支給

## 税務共同化の検討体制について

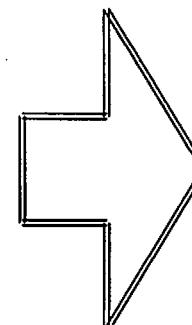
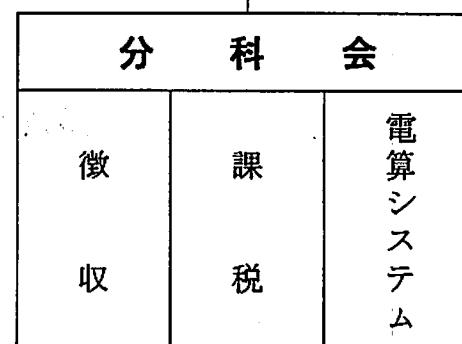
(プランニング)



(行政)



方向性・考え方  
技術的解決策



**広域連合の準備組織**